

新型コロナウイルス関連  
(UAE国外滞在中のUAE滞在ビザ所持者に対する入国禁止措置の延長等)

在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- UAE連邦内務省は、UAE国外滞在中のUAE滞在ビザ所持者に対する入国禁止措置を2週間延長すると発表。
- ドバイ在留・外国人問題総局は、3月1日から3ヶ月間、全ての種類のUAE滞在ビザ(On Arrival Visaを含む)の有効期限切れにかかる罰金を免除することを発表。

【本文】

1 UAE連邦内務省は、UAE国外滞在中のUAE滞在ビザ所持者に対する入国禁止措置を2週間延長すると発表しました。

2 また、ドバイ在留・外国人問題総局は、3月1日から3ヶ月間、全てのUAE滞在ビザ(On Arrival Visaを含む)の有効期限切れによる罰金を免除することを発表しております。

3 上記2につき、当館が当局に確認したところ、以下が判明しております(4月2日時点)。本件を含む当局の措置は、予告なく急遽変更となる場合がありますので、当地政府機関のホームページ等から最新の情報を入手するよう心がけて下さい。

(1) 現在UAE国内に滞在中のUAE滞在ビザ(Residence Visa)所持者の扱い

滞在ビザを延長する手続きは、今のところ存在しない。期限切れを迎えた場合でも、6月1日までは手続きの必要は無い。

(2) 現在UAE国外に滞在中のUAE滞在ビザ(Residence Visa)所持者の扱い

通常、UAEを出国した日から180日以上継続して国外に滞在した場合、当該滞在ビザは無効となるが、6月1日までの間にUAEに再入国する場合には、所持しているUAE滞在ビザが有効期間内である限り、入国審査時に180日以内にUAEに再入国できなかった理由を説明することにより、入国が許可(有効化)される。

(3) 現在UAE国内に滞在中の短期滞在ビザ(On Arrival Visa)所持者の扱い

下記のURLより、オンラインにて延長手続きは可能(手数料約AED800)。ただし、6月1日までの間に延長手続きを行わずに出国する場合であっても、罰金は課せられない。

<https://amer.gdrfad.gov.ae/visa-inquiry>

(4) 当地で出生した新生児のUAE滞在ビザの扱い

通常、出生から120日以内にUAE滞在ビザ(Residence Visa)を取得する必要があるが、120日が経過する場合でも、6月1日までは手続き無しで滞在可能。

4 UAE政府による措置は、今後も予告なく変更または追加措置が発表されることが考えられます。在留邦人の皆様におかれましては、十分な感染予防策をとっていただくとともに、最新の情報の入手に努めていただきますようお願い申し上げます。

＜参考情報＞

○ UAE連邦内務省公式ツイッター

（UAE国外に滞在中のUAE滞在ビザ所有者に対する入国禁止措置の延長）

<https://twitter.com/moiuae/status/1245793455810494470>

○ドバイ在留・外国人問題総局公式ツイッター

（6月1日までの全てのUAE滞在ビザ（On Arrival Visaを含む）の有効期限切れによる罰金免除）

<https://twitter.com/GDRFADUBAI/status/1244698182346592263>

○当館ホームページ（【重要】新型コロナウィルス関連（新規査証発給の停止等：第3報））

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200319update.pdf>

○DHA(Dubai Health Authority)ホームページ

（新型コロナウィルス関連ページ）

<https://www.dha.gov.ae/Covid19/Pages/home.aspx>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジの登録

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在ドバイ日本国総領事館 領事班

（the Consulate General of Japan in Dubai, Consular Section）

電話：+971-(0)4-293-8888（日曜～木曜08:00～16:00）（ラマダン期間中は14:00まで）

FAX：+971-(0)4-332-4474

郵便物宛先：P. O. Box 9336, Dubai, UAE

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ [http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

安全情報 [http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/safety.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/safety.html)

メールアドレス [ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

※本メールは在留届提出者、メルマガ及びたびレジに登録されている方に送付しております。

在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)